

吹田市高齢福祉室会計年度任用職員（認定調査員）募集要項

1 募集職種

認定調査員

2 主な勤務内容

介護保険要介護・要支援認定に関する認定調査、運営、電話対応、研修関連補助、文書作成事務、備品管理等の一般的な業務

3 採用予定人数

若干名（採用予定人数は変更となる場合があります。）

4 受験資格

以下のいずれかに該当する人

- ① 介護支援専門員証・認定調査員研修（新規研修）修了証の両方を取得している人。
- ② 介護支援専門員証を取得しており、吹田市での直営認定調査員としての経験が3年以上ある人
- ③ 介護支援専門員証を取得しており、吹田市での高齢福祉行政に3年以上携わっていた人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	任用日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日～金曜日のうち、4日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	週31時間（週4日勤務） 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

勤務場所	吹田市役所福祉部高齢福祉室（吹田市泉町１丁目３－４０）
給与	月額 １６１，９０７円（地域手当を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他、一定の条件のもと退職手当の支給があります。）
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	共済（短期）・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後１か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 受験手続き

（１） 申込先 吹田市福祉部高齢福祉室 介護保険グループ

電話：０６－６３８４－１８８５（直通）

場所：吹田市役所低層棟１階１５１番窓口（阪急電車吹田駅下車すぐ）

（２） 選考方法 書類選考及び面接

（３） 手続方法等

資格証の写しと３か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書を直接上記申込先へ提出してください。平日の９時から１７時３０分までの間にお越しください。

受験資格の②または③に該当する人は在職期間証明書も併せて提出してください。

（４） 面接日 日時は後日電話にて連絡します。

（５） 結果通知 面接終了後、約１週間以内に電話にて通知します。

※１ 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。

※２ 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※３ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※４ 選考に関する提出書類は一切お返ししません。

※５ 本件に係る令和７年度予算が市議会において議決されなかった場合は、任用を延期または中止とします。

【お問合せ先】

吹田市役所 福祉部 高齢福祉室 介護保険グループ（認定担当）

〒565-8550 吹田市泉町１丁目３－４０

電話：０６－６３８４－１８８５（直通）